

佐 渡 市 景 観 計 画

資 料 編

平成22年 1月

平成23年11月(改定)

平成27年 4月(改定)

平成28年 8月(改定)

佐渡市景観計画 資料編

目次

用語集	1
-----	---

景観計画区域詳細図	6
-----------	---

1. 用語集

本書における景観の定義

「景観」という言葉は何となく難しそうで、私たちにとってはなじみが薄いように感じられるかも知れません。景観とは、まわりの山並み、人々の暮らし、行事、建物やまち並み、木々のみどりなど、私たちが日ごろ目にしている日常の風景であり、地域やまちの表情のことです。

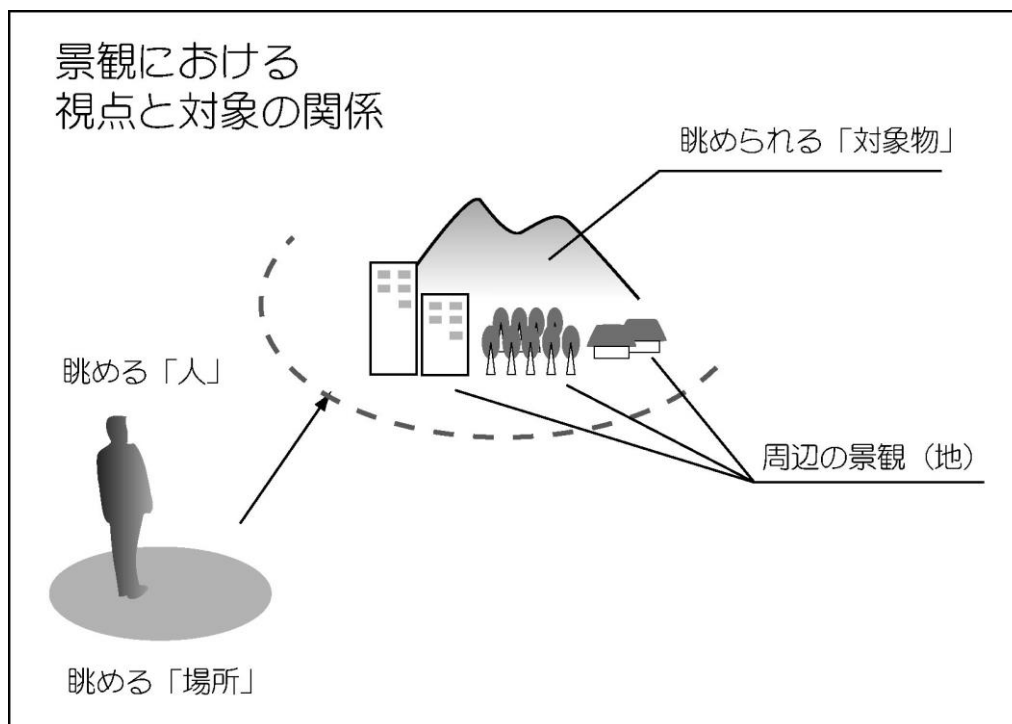
また、景観は目に見えるものだけではなく、音や光・吹き渡る風・季節の香りなどの他、地域の歴史や文化・伝承など、私たちをとりまくあらゆる物事を反映します。

したがって、身近な景観を考えていくことは、地域やまちのすべてを考えることにつながります。

【景観を構成する関係性】

私たちが何かを眺めるとき、そこには、眺められる「対象物」と眺める「人」、そして眺める「場所」が存在し、その関係性が景観の印象を大きく左右しています。

眺める「人」が、まちの景観を意識すること、眺められる「対象物」をより良くしていくこと、眺める「場所」の心地良さを高めていくこと、そしてこれらの「関係性」を考えながら、上質で美しい景観をそだてていくことが大切と考えます。



ア行

名称	掲載頁	解説
意匠	50	意匠法第 2 条に規定される物品（物品の部分を含む。）の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合で、視覚を通じて美感を起こさせるもののこと。
屋外広告物	77	屋外広告物法に基づくもので、商業看板に限らず、屋外で常時または一定期間の間、公衆の目に付くように表示されるもの。シンボルマーク等でも何らかのイメージを与えるものは、すべて屋外広告物に該当する。

カ行

名称	掲載頁	解説
開発行為	45	都市計画法第 4 条第 12 項に規定される主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の「区画形質の変更」のこと。
確認申請	34	建築基準法第 6 条及び第 88 条に基づき、建築物、また広告塔、擁壁などの工作物および昇降機などの工作物の工事に着手する前に、その計画が建築関係法規に適合するものであることについて、建築主事等の審査、確認を受けるための申請。
景観協議会	33	景観法第 15 条で定められた景観計画区域において良好な景観づくりを進めるのに必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等が協力し合って協議を行い、景観に関するルールづくりを行う機関のこと。
景観行政団体	34	それぞれの地域の特性に応じた景観計画の策定、景観計画に基づく行為の規制、景観づくりの取り組みの実施など様々な施策を行う地方公共団体のこと。
景観協定	33	景観法第 81 条に定める景観計画区域内の一団の土地所有者等による、自主的できめこまやかな景観に関するルールづくりのこと。 その区域内の全員の合意により、良好な景観の形成に関する協定を締結することができる。
景観計画	1	景観法第 8 条第 1 項に定められた法定計画であり、景観づくりを進めるための基本的な計画のこと。計画対象となる範囲や良好な景観づくりのための方針、届出の基準などのルールを定める。

名称	掲載頁	解説
景観計画区域	38	景観計画に定める景観づくりを推進する区域で、現在ある良好な景観資産を大切にしながら、建造物の建築等の行為の制限を行い、緩やかな規制誘導を行う区域のこと。
景観重要建造物	73	景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた方針に則して、景観行政団体の長が指定する良好な景観づくりに重要な建造物のこと。
景観重要公共施設	78	景観法第 8 条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等にかかわる公共施設のうち、良好な景観づくりに重要なものとして定められたもの。
景観重要樹木	75	景観法第 28 条に規定されたもので、景観計画に定められた方針に則して、景観行政団体の長が指定する良好な景観づくりに重要な樹木のこと。
景観条例		美しい町並み・都市景観や、自然景観を形成し保全するため、地方自治体が制定している条例。 景観法に基づき景観行政団体が定めたもの（法委任条例）と景観法制定以前から地方自治体が独自に定めているもの（自主条例：後出）とがある。
景観審議会	33	佐渡市景観条例に基づき設置され、景観づくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議する機関のこと。
景観整備機構	33	景観法第 92 条に定めるもので、住民主導の持続的な景観づくりの取り組みを支援するため、NPO 法人や公益法人で景観行政団体の長から指定されたもの。 主な業務として、景観形成に関する情報提供、相談、その他の援助、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などを行う。
景観地区	50	景観法第 61 条に定める、都市計画区域または準都市計画区域内で、より積極的な景観づくりを誘導するため、建築物等の形態、色彩、デザイン、高さや面積について総合的な規制を定める地区のこと。なお、都市計画区域外においては、法第 74 条で定める準景観地区として同様の規制を定めることができる。
景観農業振興地域整備計画	80	景観法第 55 条に規定されている景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農業用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要がある場合、景観行政団体が定める計画のこと。

名称	掲載頁	解説
行為の制限	44	景観法に基づいた景観行政団体の景観計画に定める良好な景観づくりのため、建築物・工作物の建設行為や物件の堆積、開発行為、木竹の伐採など景観に影響を与えられる行為に一定の制限を設けること。

サ行

名称	掲載頁	解説
彩度	50	色の鮮やかさを数値で示したもの。数値が低いほうが落ち着いたやわらかな色になる。
佐渡市宿根木地区歴史的景観条例	41	重要伝統的建造物群保存地区に選定された宿根木地区およびその周辺について、歴史的な景観を守るため平成16年に策定した条例
色相	51	赤、黄、緑、青、紫といった色味の違い。赤 R、黄 Y、緑 G、青 B、紫 P とその中間の黄赤 YR、黄緑 GY、青緑 BG、青紫 PB、赤紫 RP の 10 の色相があり、その他無彩色は N で示される。
視点場	30	対象を眺める場所、位置のこと。

タ行

名称	掲載頁	解説
伝統的建造物群保存地区	15	文化財保護法第143条第1項または第2項の規定により、市町村が、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、地域地区として都市計画決定した地区、または条例で定めた地区のこと。この地区うち、特に価値の高いものとして国が定めたものを重要伝統的建造物群保存地区といい、佐渡市では宿根木地区がこれに該当する。
登録有形文化財	73	文化財保護法による届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護制度で、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完する制度のこと。
都市計画マスタープラン	2	平成4年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）。

ナ行

名称	掲載頁	解説
延床面積	44	建物の各階の床面積を合計した面積のこと。各階の床面積とは外壁または柱の中心線で囲まれた面積のことで、吹抜け部分、庇、ポーチなどは床面積には含まれない。
法面 (のりめん)	21	道路建設や宅地造成などに伴う地山掘削、盛土などにより作られる人工斜面のこと。

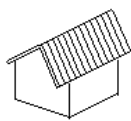
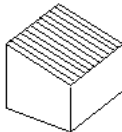
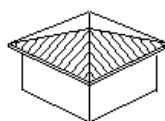
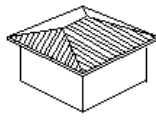
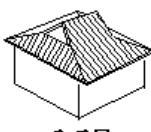
ハ行

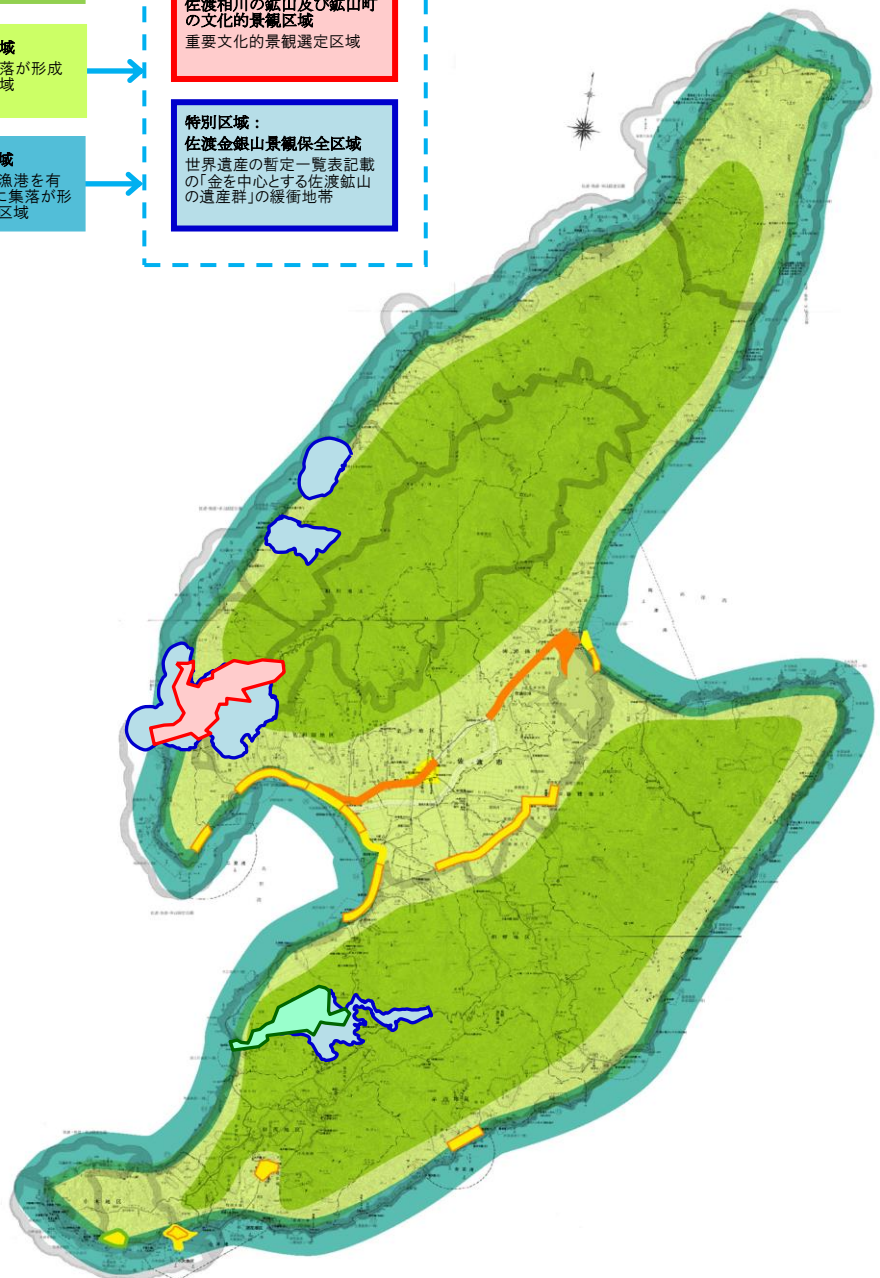
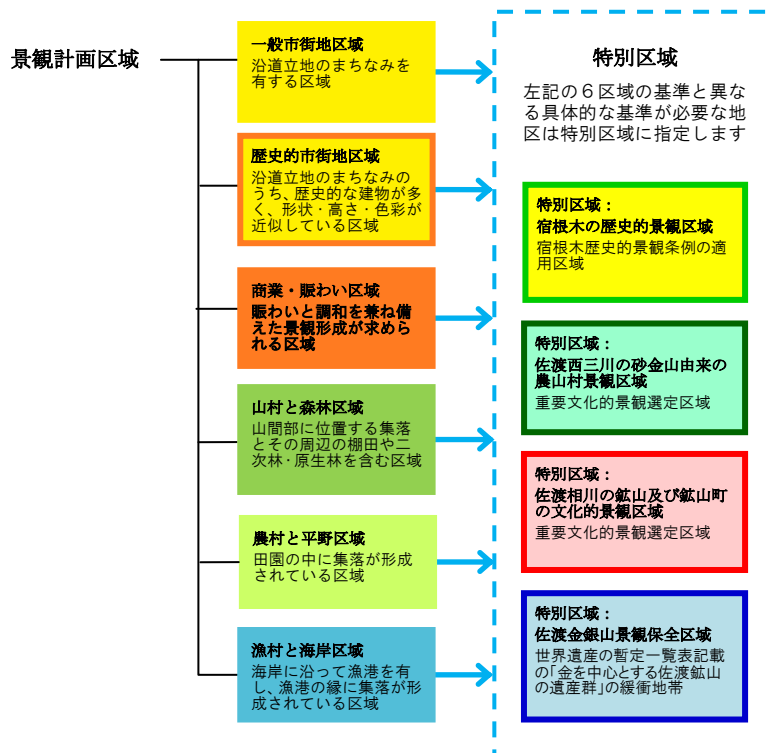
名称	掲載頁	解説
光害 (ひかりがい)	29	屋外照明が周辺環境へ及ぼす影響、照明の漏れた光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。
文化的景観	34	文化財保護法第二条第1項第五号において「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」のこと。文化的景観のうち、市町村の申請により国に認められたものを重要文化的景観という。
文化的景観保存計画	34	重要文化的景観の選定申出の際に必要な、当該文化的景観の保存に関する計画。文化的景観の位置及び範囲、保存に関する基本方針、保存に配慮した土地利用に関する事項、整備に関する事項、保存に必要な体制などについて記す。

マ行

名称	掲載頁	解説
明度	51	色の明るさを数値で示したもの。数値が高いほど明るく白っぽく見える。

ヤ行

名称	掲載頁	解説
屋根形態	51	屋根の形のことで、主に以下のような形態があります。  切妻  片流れ  方形  寄棟  入母屋



【相川周辺エリア 区域図】

: 農村と平野区域
 : 山村と森林区域
 : 漁村と海岸区域

: 上町景観重点保全区域
 : 町場区域
 : 農漁村及び森林区域

: 金銀山特別区域
 : 金銀山保全区域



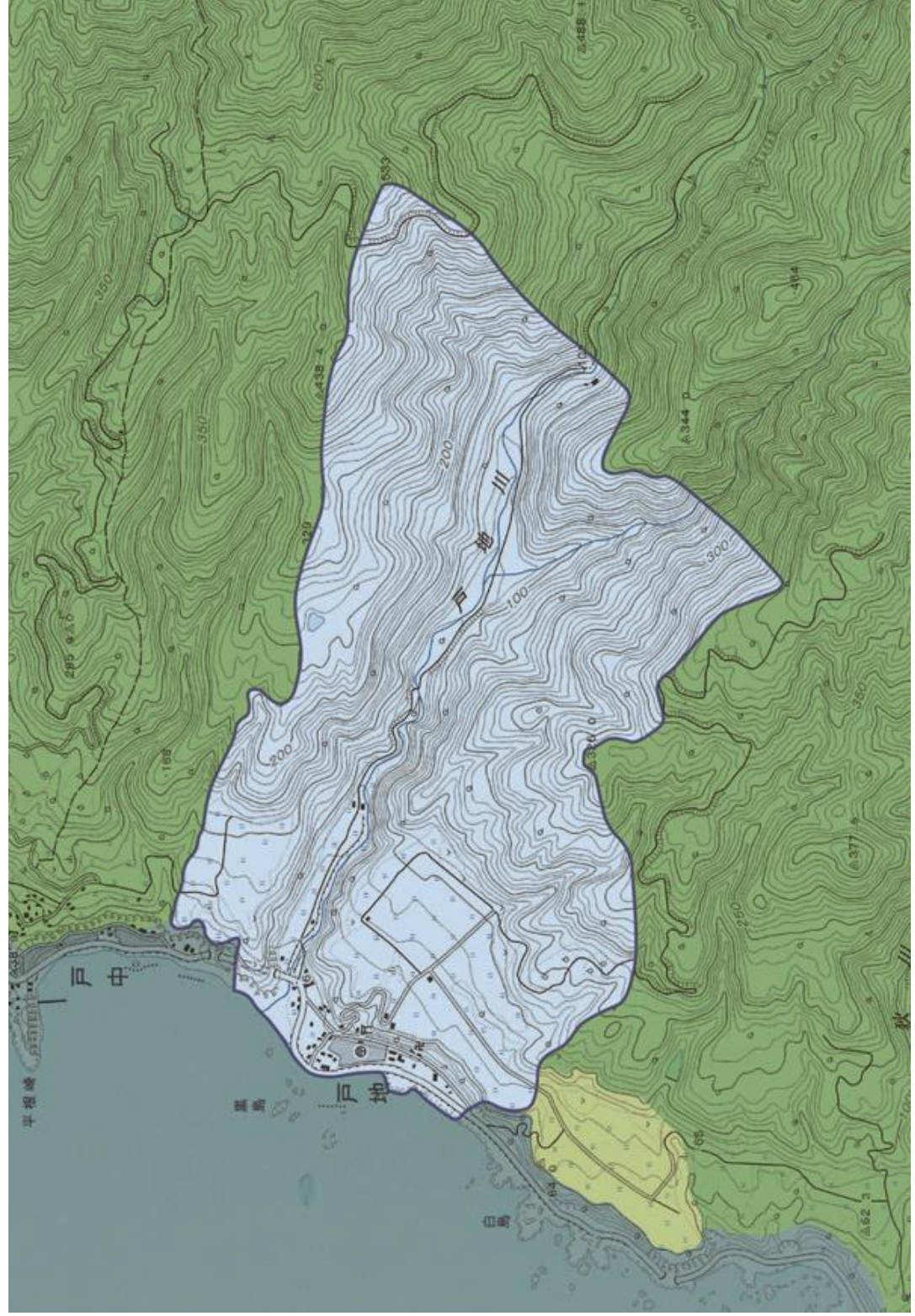
【戸地エリア 区域図】

- : 農村と平野区域

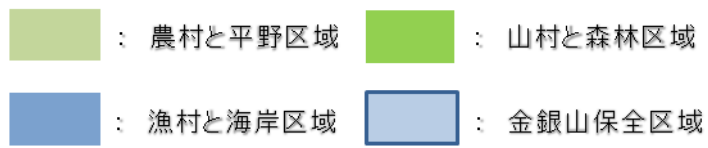
 : 山村と森林区域

 : 漁村と海岸区域

 : 金銀山保全区域



【片辺・鹿野浦エリア 区域図】



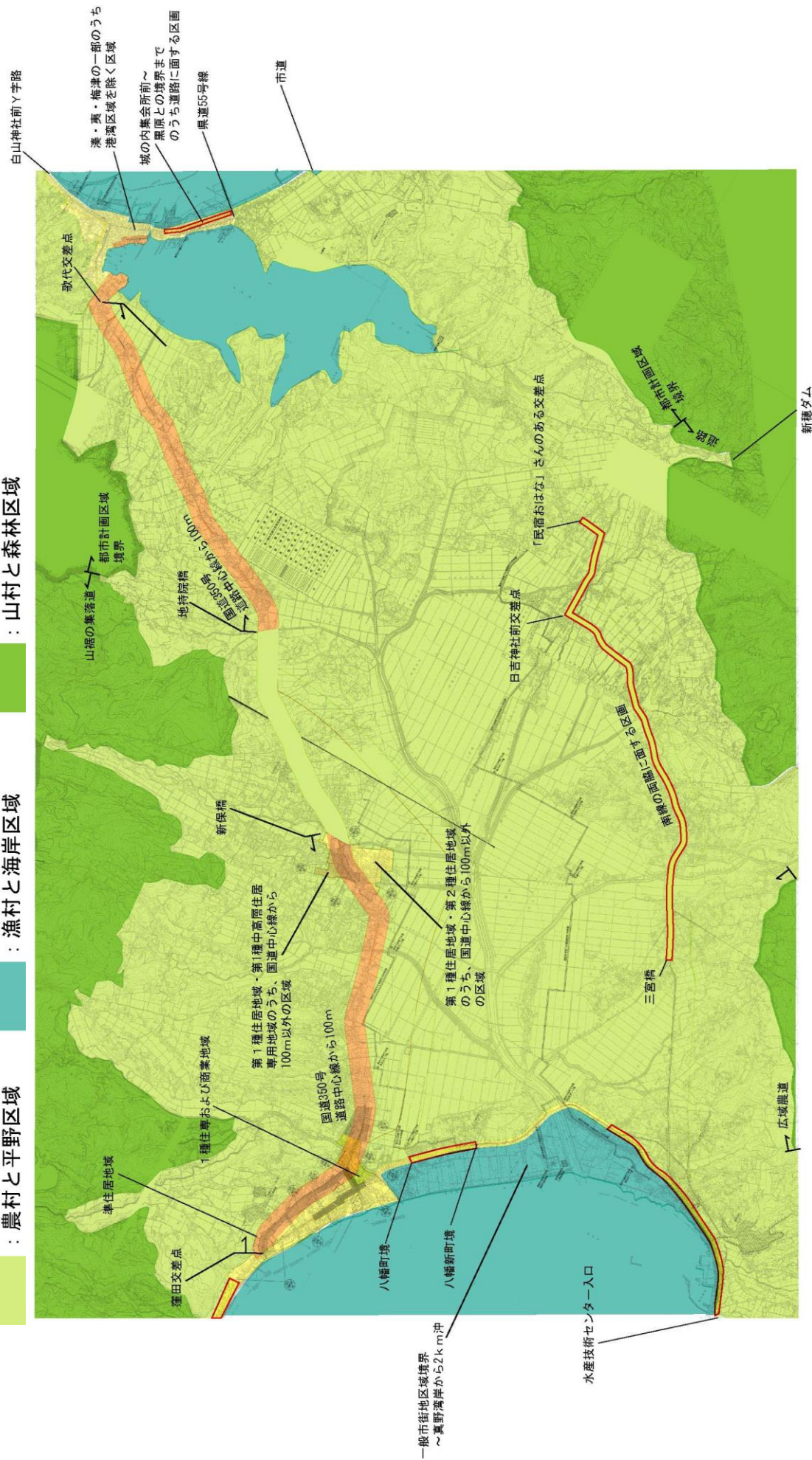
【二見周辺エリア 区域図】

: 漁村と海岸区域
 : 山村と森林区域
 : 歴史的市街地



【国仲エリア 区域図】

- ：一般市街地区域
- ：農村と平野区域
- ：歴史的市街地区域
- ：漁村と海岸区域
- ：商業・賑わい区域
- ：山村と森林区域



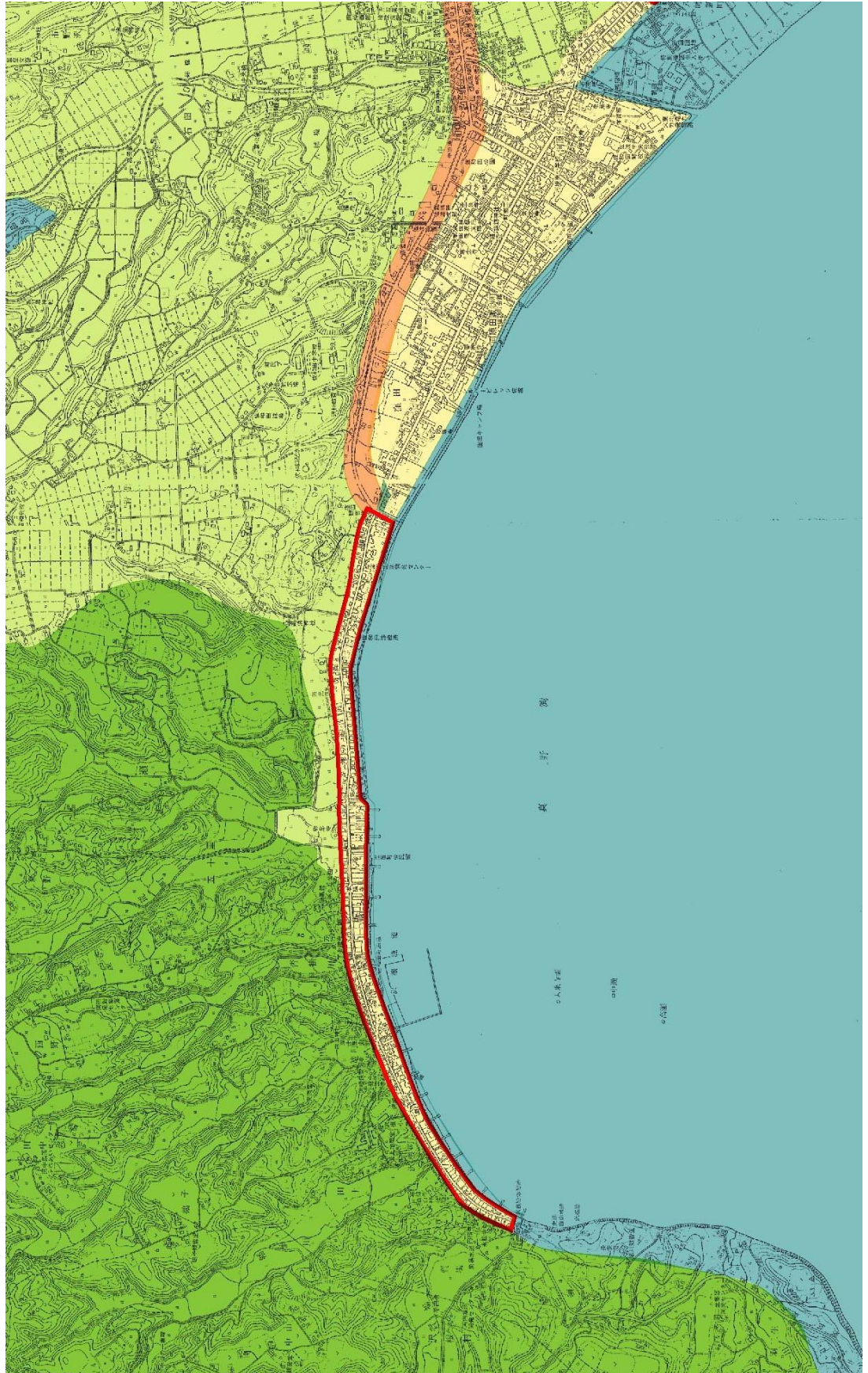
【両津周辺エリア区域図】

- | | | | |
|---|------------|---|-----------|
|  | : 一般市街地区域 |  | : 農村と平野区域 |
|  | : 歴史的市街地区域 |  | : 漁村と海岸区域 |
|  | : 商業・賑わい区域 | | |



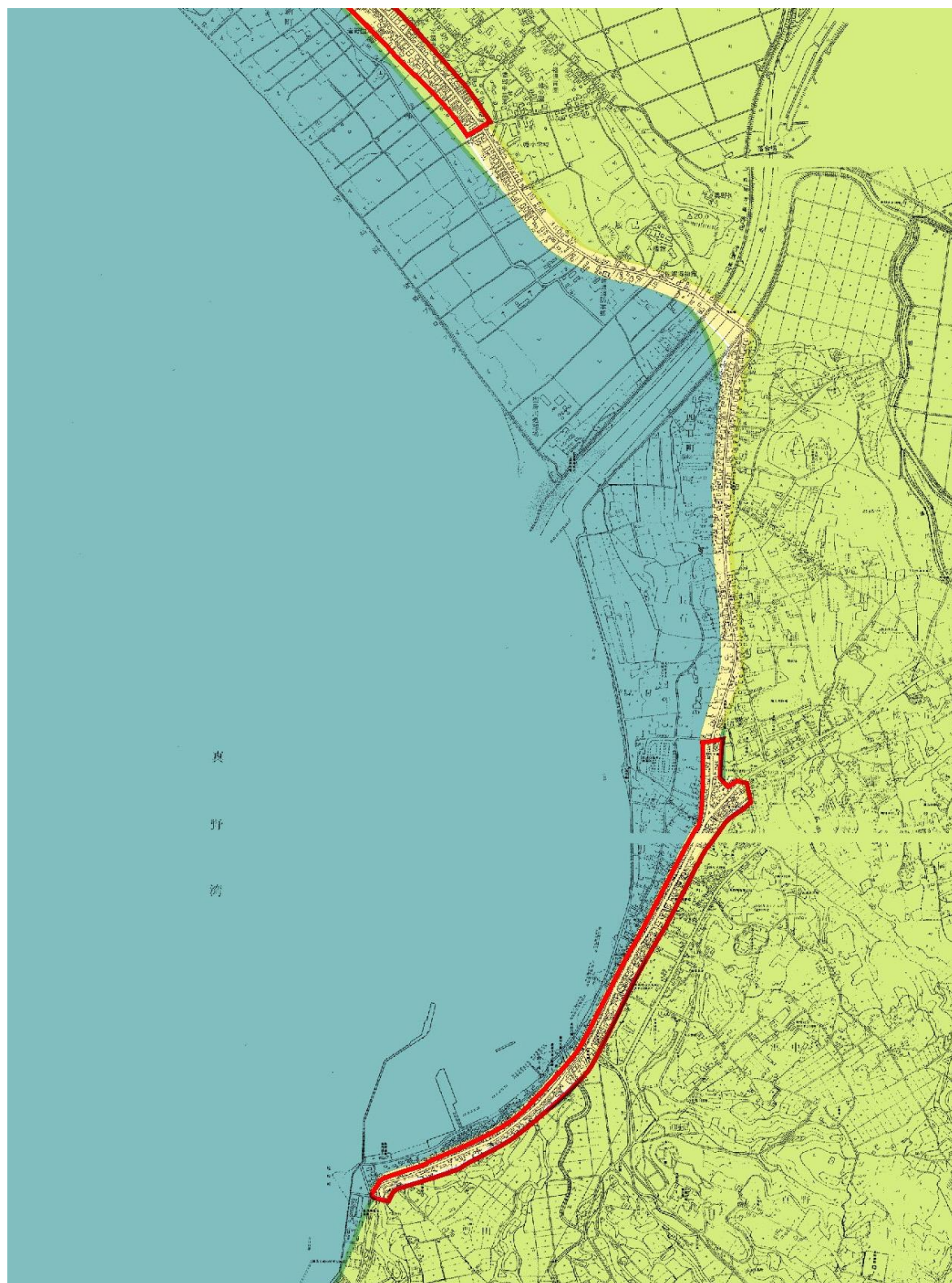
【沢根周辺エリア区域図】

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
|  | : 一般市街地区域 |  | : 商業・賑わい区域 |
|  | : 農村と平野区域 |  | : 山村と森林区域 |
|  | : 歴史的市街地区域 | | |
|  | : 漁村と海岸区域 | | |



【真野周辺エリア区域図】

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | : 一般市街地 |  | : 農村と平野区域 |
|  | : 歴史的市街地 |  | : 漁村と海岸区域 |

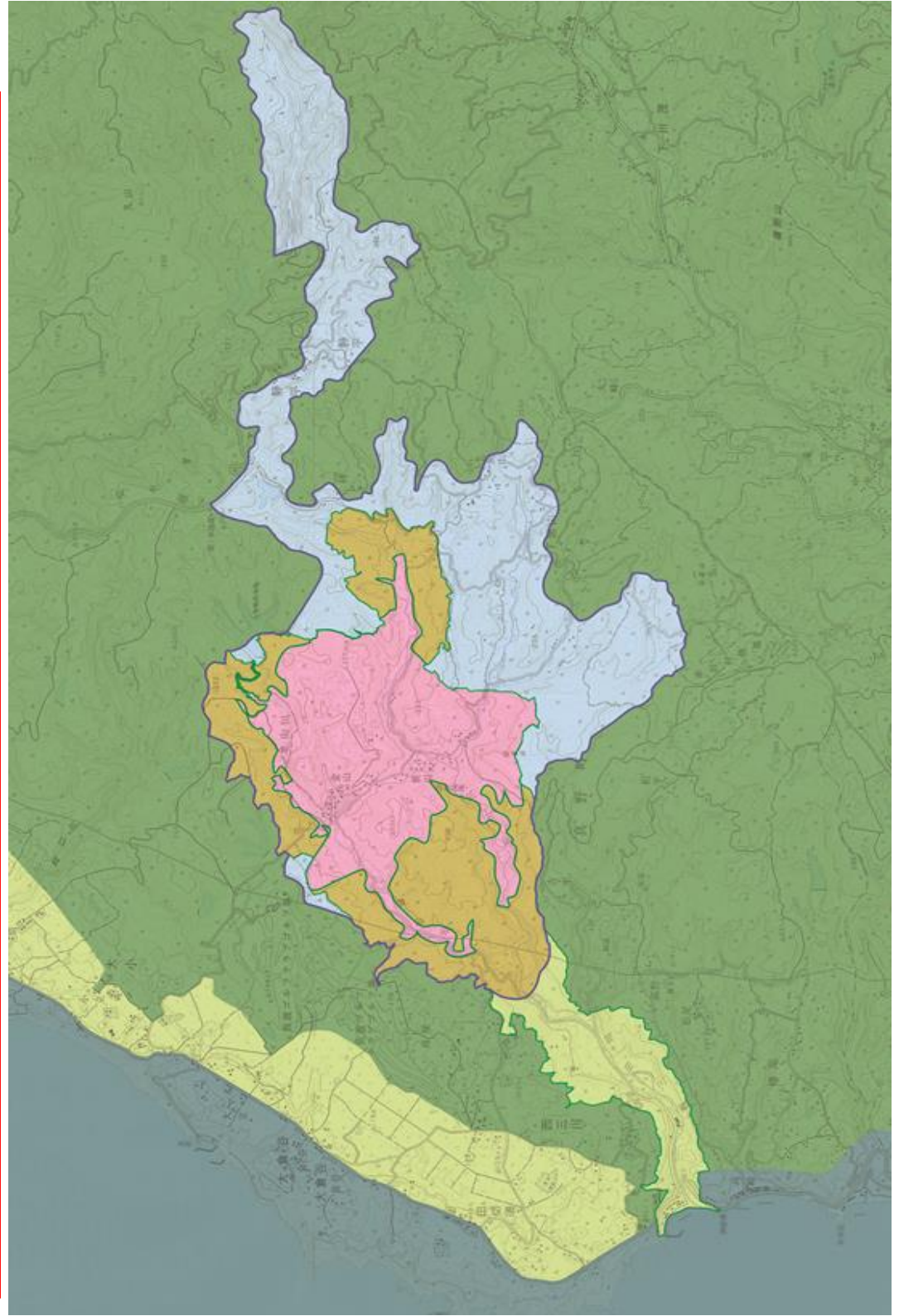


【西三川周辺エリア 区域図】

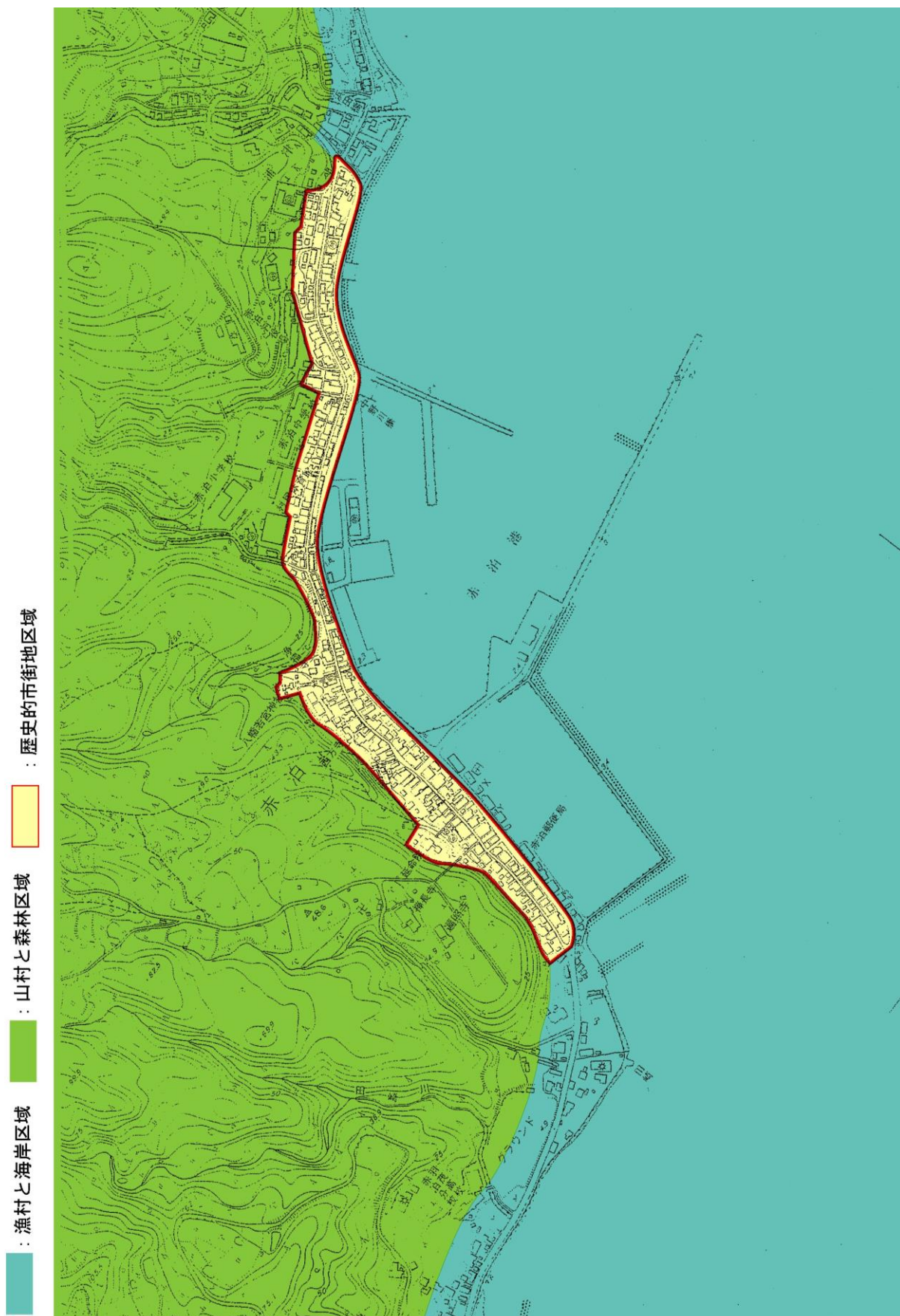
: 農村と平野区域
 : 山村と森林区域
 : 漁村と海岸区域

: 西三川特別区域
 : 笹川集落区域
 : 山林・農地・海岸区域

: 金銀山特別区域
 : 笹川集落周辺区域
 : 金銀山保全区域

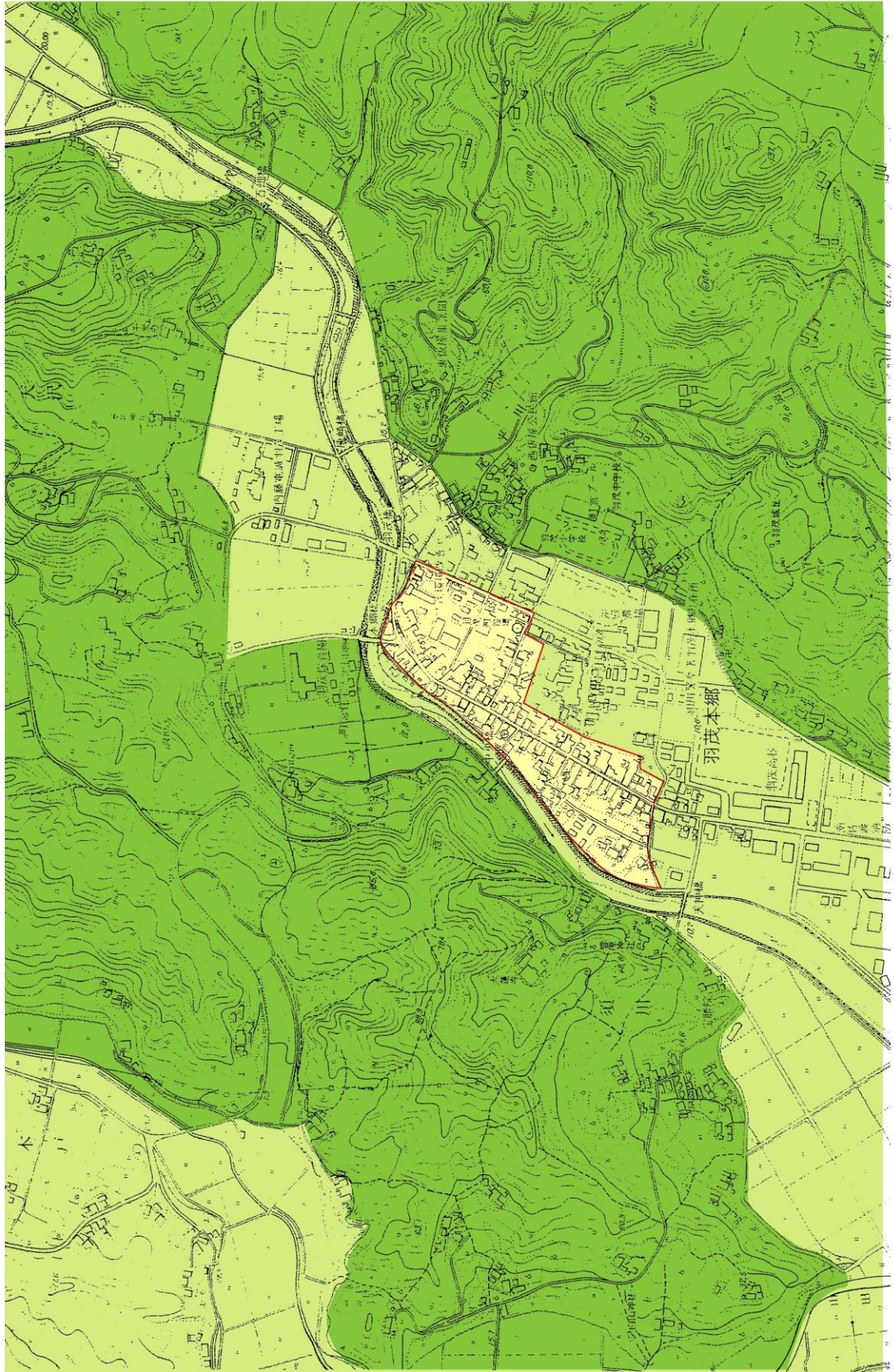


【赤泊周辺エリア 区域図】



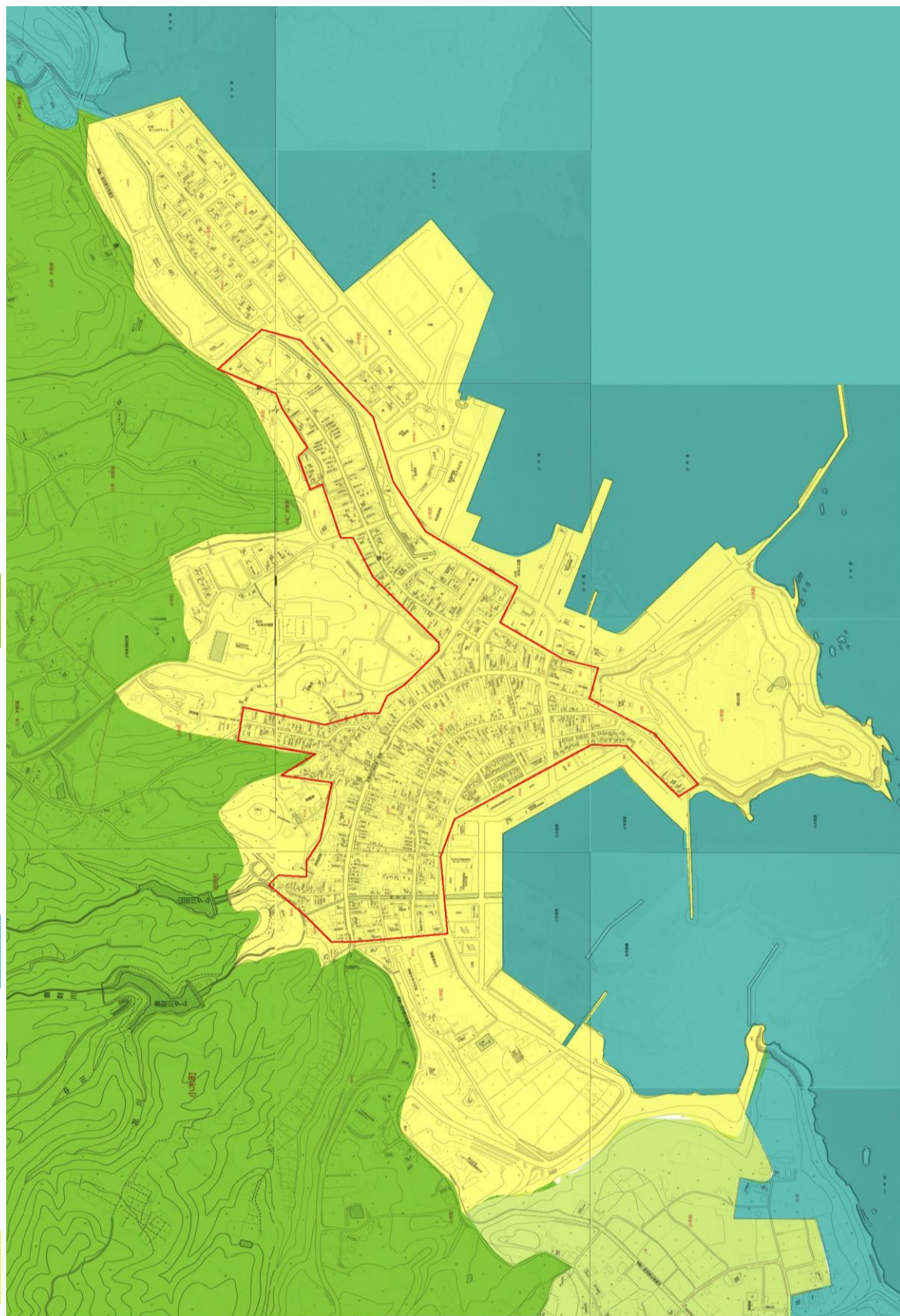
【羽茂本郷周辺エリア 区域図】

- : 歴史的市街地区域
- : 農村と平野区域
- : 山村と森林区域



【小木周辺エリア 区域図】

- | | | | |
|---|-----------|---|------------|
|  | : 一般市街地区域 |  | : 歴史的市街地区域 |
|  | : 農村と平野区域 |  | : 漁村と海岸区域 |
| | |  | : 山村と森林区域 |



【宿根木周辺エリア 区域図】

：農村と平野区域 ：漁村と海岸区域 ：山村と森林区域 ：宿根木の歴史的景観区域

